

事務連絡
令和7年4月14日

各都道府県建設業協会 御中

一般社団法人 全国建設業協会
労働部

ミャンマー労働省による海外労働身分証明カードの発給遅延の影響により有効期間を経過した在留資格認定証明書の取扱いについて（情報提供）

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ミャンマー国籍の者が本邦で就労する際には、ミャンマーの制度上、在留資格認定証明書の交付又は査証の発給後、ミャンマー労働省に対して海外労働身分証明カードの発給申請を行う必要があります。

しかし、3月28日に発生したミャンマーにおける震災の影響により、海外労働身分証明カードの発給実務が大幅に遅延することが見込まれ、既に受けた在留資格認定証明書の有効期間（3か月）が経過する事案が生じ得ます。

そのため、在留資格認定証明書の有効期間を3か月から6か月に延長することとなった旨、出入国在留管理庁より別添の通り、通知及びリーフレットの配布がありました。

つきましては、貴会会員企業の皆様に周知くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上
（担当：労働部 吉田）